

# 題目の範囲と真の題目

半藤 英明

## 一、論点

「は」構文は、その係助詞としての「取り立て」機能により、「は」の前項と後項との二項をもつて判断文の構成に関わる。最もシンプルな構造の文で見れば、次例では前項(一)と後項(熊本だ)が判断文たる「は」構文の構成要素である。

(一) は 熊本だ。

筆者は、「は」の前項がその判断文の主要構成要素であるものは「題目」と見做す、と述べた<sup>1)</sup>。即ち、右例の(一)は題目である。(一)は「が」題目の要件であると見れば、「(一)

は」と「は」を含むところまでを題目とすることもできる。(

判断文の主要構成要素であるものは、「は」の前項の表現形式に関係せず、例えば、次のように「に」格(二)にであつても「題目」と捉える。即ち、筆者の題目相当語の範囲は、従来のものよりも広く、松下大三郎の規定に近い。

(二)に は 来ない。

但し、題目の規定を「判断文の主要構成要素となる二項のうちの前項」とするならば、「は」以外の助詞がもたらす判断文についても、題目の存在を認める理屈となる。係助詞「も」「こそ」は、「は」の表現内容とは別なるも、判断文を作り、他にも口頭語「て」が判断文を作る。また、格助

詞「が」の構文も判断文となり得る。<sup>②</sup>

そこで本論では、係助詞として「は」と同様の「取り立て」機能をもつ「も」「こそ」の前項を題目と判断する（との妥当性について論ずる。なお、「って」「が」については、係助詞の働きとは別の論点が必要となるため、本論では取り上げない。

## 二、係助詞の判断文

「は」が「取り立て」機能に伴って主題—解説の構造を為す判断文を作るという特徴を持つのに対し、「も」「こそ」の表現上の個性は、基本的に含蓄的なものである。従って、「も」「こそ」の場合は、その発話内容と絡む話題があらかじめ存在することがほぼ成立の要件となる。

（一）も 熊本だ。

（二）こそ 熊本だ。

どちらも初出の場面では使用されず、「∴は熊本だ」のように「どこかの場所が熊本だ」と判断したような話題を受けて発話が可能となる。そのような「も」「こそ」の前項

と初出が可能なのは「は」の前項とを一律に題目と見做し得るか、という疑問は起り得るが、しかし「判断文の主要構成要素となる二項のうちの前項」という観点からすれば、それらは区別されるものではない。結局、論点は「は」「も」「こそ」それぞれの前項の異質性と同質性のどちらを重視するかということになる。

この点に関し、本論で重視するのは、前稿<sup>③</sup>では扱わなかった係助詞と連体句（＝連体修飾句）との関係である。大島資生（二〇〇三）は、連体修飾節（＝連体句）の意味的な機能を「属性限定」とし、「主名詞のもつ複数の属性の中から一つの属性を取り出す」働きとする<sup>④</sup>。このとき、連体句による後続名詞の修飾限定をダイレクトに担うのは、連体句の述語である。そこには判断のモダリティ形式は（一部）あり得ても、伝達のモダリティ形式は現れない。（以下、\*＝非文、？＝許容度が低い、とする。）

犯人らしい人物

受かるかもしれない試験

\*犯人な人物

?これから住むだろう家

益岡隆志(一九九七)は、連体句がモダリテイレベルの要素を取りにくいとした上で、次のように述べている。

名詞修飾の基本形が命題のレベルを超えないのは、その表現の主要素である名詞が表現主体からは独立した対象の領域に属することと関係するものと思われる。主要素が命題の領域を超えることがなければ、それを限定する要素もまた命題の領域を超えることはないであろう。名詞を限定する表現は、名詞の指示対象をしぼり込む働きをするだけであり、表現主体が関わるモダリテイの領域に踏み込むことはないものと考えられるからである。(42頁)

右のように「名詞を限定する表現」が「モダリテイの領域に踏み込むことはない」ということは、連体句が全体として客観性を帯びていることを示唆するものである。名詞に対し、その属性を貼り付ける連体句では、表現のあり方として事態の客観性に重きが置かれ、発話者の主観性が反映されにくいと考えられる。

このことは、連体句での「は」の用法とも関わる。既に明らかかなように、「は」構文は連体句中に収まることが殆ど無く、「けれども」「が」による既定逆接条件を除く条件文

中にも用いられない<sup>5)</sup>。これは、「は」が主に主題—解説の構造を為す判断文の構成を特徴とすることに伴う結果的事態である。

青木伶子(一九九〇)は「題目提示のハは、文の表現構造を、最も基本的な対立二項として決定するものであるから、当然、主文に対して働くものであり、間接成分に対しては働かない」(8頁)と述べている。右の「最も基本的な対立二項」を顕著にする表現構造が「こは熊本だ」のような主題—解説の構造である。

主題—解説の構造によつて発話者の判断を表明する「は」構文は、恒常的な事態(例、地球は丸い。)を述べる場面を除けば、極めて主観性が強い。連体句として「主名詞のもつ複数の属性の中から一つの属性を取り出す」過程では、事態の客観性が無視できないからこそ主観的な「は」を使いにくく、従つて、連体句中の「は」構文は、主題用法にはならず、対比用法で現れる。(連体句中で「は」の主題用法と見えるものは、概ね不自然な文例である。)

彼は受かるかもしれない試験

? 男は着ないだろう服

男は着ない服

この点については、野田尚史（一九九六）が「強い従属節（半藤注、主文への従属度が高く、独立度が低い従属節）は内部に主題をもてないので、強い従属節の中では『は』が使われず、『が』が使われる」（174頁）と述べている。

彼が受かるかもしれない試験

？男が着ないだろう服

男が着ない服

実例でも見てみよう。

- 1 「これは季語にかぎることではなく、およそことばの意味はすべて同じような基礎の上に立っている」とに思い至るのである。（外山滋比古『省略の文学』）
- 2 無理にも終わらせたい事件であり、マスコミが報道しないのは、終わった証拠だと、自分を強引に納得させようとするそばから、知らないところ捜査が進められ、司直の追及は、徐々に身辺にせまりつつあるような恐怖におびえた。

（森村誠一『黒魔術の女』）

例文1の連体句は「ことばの意味はすべて同じような基礎の上に立っており、季語だけが基礎の上に立っているものではない」の意、2は「マスコミが報道しないのは、云々」との対比で「司直の追及は」と続いており、ともに主題の「は」にならないが、しかし、「が」を使用せず、対比の「は」を使用することからは、対比の「は」もまた、主文への従属度が高く、独立度が低い従属節に使用されるものであることを示している。

繰り返すが、係助詞の中で「は」は主題用法を特徴とするが、「も」「こそ」は、それぞれ類示用法、卓立用法を特徴としており、どちらも対比的な用法である<sup>⑥</sup>。そのため、「も」「こそ」は、「は」の対比用法と同じように、連体句中の主語（資格）の位置に立つことができる。（そのような事実から「も」「こそ」を「は」とは別の助詞範疇とする見方があるが、私見では、そのような事態が助詞の本質を決定することにはならない。）

私も入りたい大学

日本こそ果たすべき責任

つまり、「は」「も」「こそ」がいずれも判断文の構成に関

わるとしても、主題用法の構成に関わる「は」は連体句に収まり得ず、専ら主文で判断文を作り、一方、対比的な用法の構成に関わる「も」「こそ」(および対比の「は」)は主文で判断文を作るのみならず、連体句にも収まるのである。このことは、主題用法と対比的な用法のそれぞれの構文とを同一の構文とは扱えない事実を示している。

但し、「は」の主題用法と対比用法は決して不連続ではないから、主文においては「は」の主題用法も対比用法も、ほぼ同じ性質の判断文を作っていると見なければならぬ。なれば、それらの文のタイプ・構造が連体句と如何に関わるか、或いは、連体句に収まる対比用法が如何なる文のタイプ・構造に変質しているか、ということが問題になるであろう。

### 三、連体句と対比用法

主文における「は」「も」「こそ」の判断文が連体句中で如何なる性質にあるかを今少し確認したい。

「は」は、格助詞を上接するとき、対比用法になる傾向がある。

(この話について)君には関係ない。(↓私には関係ある。)  
 (この問題について)彼では解けない。(↓私には解ける。)  
 このような対比用法では、「は」に代えて、含蓄的である「も」「こそ」を使用することができる。

(この話について)君にも関係ない。(↓私には関係ない。)  
 (この問題について)彼でも解ける。(↓私でも何とかなる。)

それらは一様に、次のように連体句中に収まることができる。

君には関係ない話  
 彼では解けない問題  
 君にも関係ない話  
 彼でも解ける問題

このことは、「も」「こそ」が「は」の対比用法と同じように連体句中の主語(方格)の位置に立ち得ることをも含め、「は」の対比用法と「も」「こそ」の用法が用法上・構文上の近似性を有していることを示すものである。

本文においては、「は」の主題用法のみならず、「は」の対比用法、「も」「こそ」の用法がいずれも判断文を構成することが否定されない。しかし、「は」「も」「こそ」が連体句に使用される際には、「は」の主題用法が許されず、対比を帯びたものでなければならぬ。このことは、連体句というものが係助詞(特に「は」)の使用に対して何らかの制限を加えるものとなっていることを推測させる。

益岡隆志(二〇〇九)には「日本語の連体節表現の特徴は、主名詞とそれに先行する修飾節のあいだの多様な関係の意味が形のうえで明示されないという点である」(19頁)とある。これは、連体句の意味が文法形式以外のものに影響を承けるということであり、なれば、連体句内では「は」のように構文構造が明示的で構文的構成員の強い助詞が使い辛い環境となるのではないか。しかも、連体句に対比(および対比的)用法のみが許される事態は、それらが主題用法とは異なる用法上・構文上の特性を持つことを示すものである。

題目提示の「は」が間接成分に対しては働かない(前掲)のは、間接成分の表現が客体化という観点から把握できることも関わる。井口厚夫(一九九五)では「連体修飾節内に主題の『ハ』が生じる場合、その『ハ』を含む内容節は

コトとして客体化されている」とされ、「主観的要素をコトとして客体化する性質上、被修飾名詞は、コト、またはコト性の名詞になる」と述べられる(26頁、なお「客体化」は「客観的に事実としてみなすこと」、24頁)。即ち、本文における「は」の判断文は、間接成分たる連体句では客体化するということである。

井口によれば、「いずれにしても主題の『ハ』は、ある要素を特別に取り立てるのであるから、主観的な要素であることは否めない。こうしたムード的要素のコトとしての認識は、いわば、言葉を換えれば『主観的要素の客体化』ということになる」(25頁)ということである。これは、連体句では発話者の主観性よりも事態の客観性に重きが置かれる(前掲)ということと根底で同義であろう。丹羽哲也(二〇〇六)は「連体修飾関係は、Xに限定を加える・情報を付加するためのもので、その働きを成り立たせた<sup>ユ</sup>るために主体と属性・状況の関係が成り立てばよく、題目文のように、その文脈において適切な属性・状況の説明になっているか否かということが関与する度合が小さい」(341頁)と述べており、「は」との関係から連体句の表現が客観度を高くしていることを説いている。

このような観点からすれば、主題用法の「は」が連体句

に現れにくい事態は、その表現全体が客体化しにくい性質にあること、一方で、対比用法の「は」が表現としての客体化を許す性質にあることを物語る。そこから判断して「も」「こそ」の構文は、主文で判断文を構成するものの、潜在的には表現としての客体化を許す性質にあるということである。<sup>3)</sup>

#### 四、係助詞の客体化

主文における「は」「も」「こそ」の判断文については、モダリティ形式の現れ方に大差なく、用法上の違いを除けば、判断文として決定的に異なるということが言えない。(但し、卓立の「こそ」は、最上級の事物を選抜するという働きゆえに、「かもしれない／らしい」等は取りにくい。)

彼は男 だ／だろう／かもしれない／らしい／にちがいない

彼も男 だ／だろう／かもしれない／らしい／にちがいない

彼こそ男 だ／だろう／にちがいない

しかし、連体句で対比の「は」「も」「こそ」が成立することを考えれば、主題用法の「は」構文が常に判断文としての性質を強固にし、客体化せずにいる一方、対比用法の「は」、また「も」「こそ」は、常に判断文としての成立を優先するものではなく、客体化を許し、連体句中に取り込まれて後続の名詞を修飾限定することにも働き得る性質にあるということになる。

このことは、実例として連体句中の「は」「も」「こそ」の述語が判断のモダリティを伴いにくいことから、推察されることである。(例文1、2も参照。)

3 これは学校でなくてもできることだが、学校もまた、当然そういうことをしていかなければならないことである。(斎藤喜博『君の可能性』)

4 「もうあなた達への御恩はとくに返した筈です」(半藤末利子『夏目家の糠みそ』)

5 自分ひとりだけでは出せないような力を、どの人間にも出させ、それをどこまでも引き出し、高めようとするべきである。『君の可能性』

6 女性もウエストポイントに入学を認められることになった、と私は新聞で知った。『夏目家の糠みそ』  
7 けれども冷静に客観的に見れば、そういう父親もまた、ひどい苦しみを持っていることを知ることができさる。『君の可能性』

8 けれども生徒いつしよになって追求し考えているうちに、思いもおよばなかったような世界へはいつていくことができるのである。 (同)

9 そういう能力をこそ、学校のなかでつくり出さなくてはならないことである。 (同)

これらの述語(傍線部)は、判断のモダリティを有する例文9の他は、状態性のもと判断でき、客体化した表現になっていると見ることができ。例文5、8のように「よな」を介して後続の名詞を修飾限定するのは、連体句全体が帯びる答の主観性の客体化をはかろうとするものである。いずれもが事態の客観度を高くすることでは、表現される事態が必然的であることを示すような判断のモダリティ(「らしい」「かもしれない」「にちがいない」「ねばならない」等)が述部に現れることは排除されず、そのような環境の中で例文9は成立すると見られる(但し、筆者は例

文9に違和感がある)。

「は」の主題用法の場合、その「は」の働きは、主題—解説の構造を作ることに伴って発話者の判断を表明することに優れているため、文は主観的判断そのものとなる。そのような文は、当然、名詞を修飾限定して全体として客体化するような状況に馴染まず、常に主文として表現化される。一方、「は」の対比用法や「も」「こそ」の用法は、主文においては「取り立て」機能に基づき、それぞれの助詞の個性に即して発話者の判断を表明することになるが、連体句中においては表現全体が客体化に向かうことで本来の「取り立て」機能が弱められ、同時に表現全体の主観性も弱まるものと考え。連体句というものがその内部において係助詞の使用に何らかの制限を加える(前述)つまり、連体句中に係助詞が収まる上で何らかの要件があるとすれば、それは、連体句全体の客体化の可否と連関しているということである。

このことからすれば、係助詞「は」「も」「こそ」が連体句中に使用される場合、その「取り立て」機能は、本来の構文的な働きを弱め、対比的含みの形成をメインとすべく意味的な働きを強くし、「取り立て」機能に基づく主観的な判断文の構成を放棄してしまう状況にあるのではない



かと考える。これは、連体句内では「取り立て」機能が有名無実化することである。

青木伶子(一九九〇)は、「は」の対比用法について「対比とは、その結合(半藤注、「は」構文の前後関係)と、並行する他の結合(半藤注、対比的要素)との対比である。(中略)従つて、題目提示として、すなはち表現構造の決定としては働かない」(3頁)と述べて、「は」の主題用法と対比用法の、文の構成上の違いを述べた。私見では、主文においては「は」の表現構造が主題用法と対比用法とで別物であるとは思えない(両用法に連続的な面があるからである)が、両用法に構文上の異質性があることは認められる。

野田尚史(一九九五)は「主題の『は』は、事態にたいするムードの階層で働くもので、確定のムードと呼応するのである(半藤注、野田は推量のムードとの呼応も認める)。これは、主題の『は』は、肯定否定の階層で働く対比の『は』より外側の階層で働くということである」(20～21頁)と述べている。そのような階層差を、本論では以下のように読み替える。

「は」構文の主題用法では「は」が文の構造を決定し、そのことが構文形成上の要件になっているのに対し、対比用

法では文の構造の決定よりも優先すべきものとして含蓄的な意味の形成があり、そのため、文の構造の決定が要件にならない場合がある。

連体句での「は」の対比用法、「も」「こそ」の用法は、右記の点に基づいて成立している表現であると思われる。

ところで、係助詞「は」「も」「こそ」に対して一律に「取り立て」機能を認める筆者の立場としては、主文での「も」「こそ」が文の構造の決定に何ら関与しないとは考えにくい。なれば、主文での「は」の主題用法・対比用法と「も」「こそ」の用法は、文の構造を決定しつつ判断文を作り、連体句での「は」(対比用法)と「も」「こそ」は、判断文を客体化した形で意味の実現をはかるための要素になっていると見るのが最も妥当なところとなるであろう。

## 五、真の題目

ここにまとめれば、係助詞の全体は、主文においては、個々の助詞の「取り立て」機能により、それぞれの判断文を作る。しかし、判断文たる「は」の主題用法が連体句中には現れず、対比用法(対比的用法)のみ使用できる点

から、連体句中の用法は判断文としての主観性を減じた表現であり、判断文を客体化したものを「客体化した判断文」ではない、即ち、もはや判断文の資格を持たないものと認定する。

この立場から、題目の範圍を以下のように設定する。前述のように「判断文の主要構成素となる二項のうちの前項」ということからすれば、

- ① 主文の「は」(主題用法の前項)
- ② 主文の「は」(対比用法の前項)
- ③ 主文の「も」の前項
- ④ 主文の「こそ」の前項

が題目である。但し、②③④は、連体句として全体的に客体化し得る性質を潜在的に備えていると考えられることから、それらの中で、題目たる題目は①であり、②③④は①に準ずる題目である。つまり、題目の範圍は①〜④の全体であるが、①こそが「眞の題目(題目の代表格)」であり、②③④については題目なるも、仮に「準題目」と呼ぶ。なお、題目の中核的な要件としては主題用法であることが最も重視され、前稿で述べたように表現形式(体言か格形式か等)については問題とならないことをここに確認しておく。<sup>(11)</sup>

また、間接成分である連体句に現れる対比用法の

「は」、並びに「も」「こそ」の前項は、それらの助詞が本来的に構成する筈の(主文としての)判断文を客体化したところ<sup>(12)</sup>に存在していることを以て、題目とはならない。

要するに、本論によれば、題目とは、係助詞による文法的な「取り立て」機能が發揮される環境において存在する表現構成上の概念である。

なお、ここに、前稿で「は」の前項をほぼ一律に題目と扱った点、及び「も」「こそ」(および「って」「が」の前項を「は」との区別において「題目類」とした点を結果として修正するに至ったことも付しておきたい。<sup>(12)</sup>

#### (注)

1 半藤英明(二〇〇九)参照。ここでは、①題目は一文に一つが原則となること、②一文中に複数の「は」が現れる際は、最上位のものが題目となること、③述部となる連語内用法の前項部分(例、彼は死にはしな)は非題目であること、も述べているが、それらは、あくまで「は」の主文を考察対象としたものである。

2 例えば「転位陰題文」「状況陰題文」などが指摘される。仁田義雄(一九九一)参照。

3 半藤英明(二〇〇九)のこと。以下、「前稿」とはこれを目指す。

4 大島は、この「属性限定」を基本としつつ、別の「集合限定」というものを設定し、それらの限定が「複数の事物の中からあるものを取り出す」働きにおいて共通すると説く。91〜92頁。

- 5 青木伶子(一九九二)407頁。
- 6 類示用法、卓立用法については、半藤英明(二〇〇三)参照。
- 7 半藤英明(二〇〇九)参照。益岡隆志(一九九一)には「主題のハと対比のハには対立的な面と連続的な面の両面があり、どちらか一方だけを強調するのは適切ではない」と考える(218頁)とある。野田尚史(一九九〇)第28章(274～276頁)にも指摘がある。
- 8 井口は「客体化という過程を最も受けやすいのは客観的事実として確定している真理などに関する内容の節である。これ以外の内容の客体化が不可能なわけではないが、どこまでを客体化するかは個人差がある(26頁)とも述べている。
- 9 沼田善子(二〇〇九)は、対比の「はを含む」も「こそ」等の所謂「とりたて詞」について「1語の中に客観的なコトガラの側面と主観的な側面が二重に存在するといった見方が、とりたて詞においても必要となる(30頁)と述べている。このことは、論述の趣旨は異なれど、対比と客観性との関わりを考えるものとして、本論と認識を共有するものである。
- 10 私見では、「は」の対比用法と「も」「こそ」の用法は同じ階層にあると考えるが、野田尚史(一九九五)は「主題の『は』は、同類の『も』とは別の階層で働くということでもある。同類の『も』は、対比の『は』と同じ肯定否定の階層で、対比の『は』とたがいに対称的な『と』として働いている(21頁)と述べつつ、「特立の『こそ』は、事態にたいするムードより外側の、聞き手にたいするムードの階層のものだ(22頁)としている。
- 11 丹羽哲也氏より、「私はあなたとは会わない」「私は」を題目、「あなたとは」を非題目(題目として立つことを結果的に潜在化しているとした)とする私見(前稿)に対し、「その非題目を積極的にはどういう名称で呼ぶのか」との質問を頂いた。連体句中のものをも含め、題目となる筈のものが他の諸条件により非題目となつてゐるものは、題目の資格を保持しつつ題目とはなつていない」の意味で、ひとまず「擬似題

目」としておく。なお、益岡隆志(二〇〇〇)が指摘する「二重主題(119頁以下の立場には、現在、立っていない)。  
12「と」については、「と」は「と」同等と見れば、その前項が「真の題目」となる可能性がある。なお、「が」構文において題目の資格があると認定される項については、現時点では「題目」そのものではなく「題目類」としておく。

### 参考文献

- 青木伶子(一九九〇) 『「は」助詞と連体修飾』成蹊大学文学部紀要第26号
- (一九九二) 『現代語助詞「は」の構文論的研究』笠間書院
- 井口厚夫(一九九五) 『主題「は」を含む連体修飾節の客体化』國學院雑誌第96巻第11号
- 大島資生(二〇〇三) 『連体修飾の構造』朝倉日本語講座⑤文法1『第5章』
- 沼田善子(二〇〇九) 『現代日本語とりたて詞の研究』ひつじ書房
- 仁田義雄(一九九一) 『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
- 丹羽哲也(二〇〇六) 『日本語の題目文』和泉書院
- 野田尚史(一九九五) 『文の階層構造からみた主題とりたて』日本語の主題と取り立て『くろしお出版』
- (一九九六) 『新日本語文法選書1「は」と「が」』くろしお出版
- 半藤英明(二〇〇三) 『係助詞と係結びの本質』(新典社)
- (二〇〇九) 『「は」題目』熊本県立大学文学部紀要第15巻
- 益岡隆志(一九九一) 『モダリティの文法』くろしお出版
- (一九九七) 『新日本語文法選書2 複文』くろしお出版
- (二〇〇〇) 『日本語文法の語相』くろしお出版
- (二〇〇九) 『連体節表現の構文と意味』言語第38巻第1号

(付記) 本稿は、平成21年度全国大学国語国文学会冬季大会(12月13日、  
於、青山学院大学)での口頭発表に基づいている。席上、ご質問を  
賜った近藤泰弘氏、吉田光浩氏、山田昌裕氏、岩下裕一氏(以上、  
質問順)に感謝申し上げます。